

形  
和  
ノ  
レ  
シ

0051

RA'-0621

0352

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信  
寫

昭和二十六年三月十五日平名瀬四月十六日一四二二三發收總  
締約局長 本省 奄美大島日本復帰協議会  
（奄美大島の日本へ復帰方懇願の件）  
奄美大島二〇余万住民は祖国日本への復帰を切望し満一四才以上  
の請願者名九九八九セント以上完了す。  
此の熱烈なる住民の希望を察せられ  
ダレス特便の来日を機会に特別の御折衝を賜りもつて民族的悲  
願達成出来るよう御盡力方を懇願す。  
（了）

外務省

配布先 政總・大臣・政務次官・事務次官・政務局長・締約局  
長・管總局長・連絡局長・情報部長・連絡次長・政政  
地政・特資・政情報・総務・締法・管總・管邦・連整・連

0052

RA'-0621

0353

政務課

總務課長

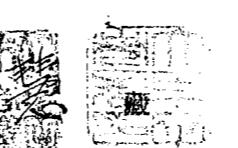
美諸島日本復歸に關する請願書

1'6.10.1-2  
美諸島を講和條約成立後速に日本に復歸方については、同諸島住民並に  
同諸島出身者かねての悲願であり、全國民又等しく熱望いたしておる所で  
あります。本市に於きてしても地理的關係よりして、古來より同諸島の  
移住者は多數に上り石炭産業始め諸事業に從事して居るのであります。が戰  
時末期よりこれ等市民は故郷との自由な出入を拒まれ、又は戸籍上の審問  
等幾多の苦難に直面しておるのであつて、これ等市民の心情を推察する  
とき誠に同情の念禁じ難いものがあります。

今や講和條約締結を前にして同諸島の歸屬如何に、これ等市民は廢食を忘  
れ男女老幼擧げて絶大な關心を寄せ、日々の生業すら手につきかねるとい  
う岐路に立つておるのでありますとして別紙寫の通り陳情の次第もあつて本市  
議會に去る八月八日満場一致の決議によりこれを採擇いたしまして是非こ  
れ等關係市民の悲願が達成されますよう格別の御配慮と御措置を茲に請願  
申し上げる次第であります。

昭和二十六年八月十日

大牟田市長 田中 忠



大牟田市議會議長 境

外務大臣  
印

0053



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0354

奄美諸島日本復歸請願趣意書

吾等は戦争が如何に人類の悲劇であつたかを痛感一々。

殊く奄美諸島が沖縄と共に激戦地であり且その打撃の深刻であつた事も体験して来た敗戦の結果一九四六年二月二日奄美諸島は日本からはなれ行政の分離宣言を余儀なくされ交通文化産業すべくは孤立状態へ陥り苦難な道をたどり今日に至つた。

今や奄美原住民は戦争の犠牲となり南海の孤児として悲哀と失望の底に叩き落されている。歴史的悲劇は如何なる宣撫や黄金を以つてするも吾等奄美人としては愈され得ない國民感情として歴史的汚点を末代に残さざるを得ないであらう。

終戦までは鹿児島縣大島郡として日本民族の血潮と文化を受けつぎ今日に至ること歴史の分野上人種學亦えを實證していくところである奄美同胞四十萬人共通の願望は祖國日本への正常復歸を

唯一の念願としている既に原住民はその九十九パーセントの復歸請願署名を完了し全島民身を以てハシストに入りその意志を自由卒直に表明した吾等は日本人として独立の早からんことを講和條約に期待し郷土美の復歸が正常に決定せんことを最大の希望としている。

対日講和條約は目前に到来し、こう秋こそ奄美日本復歸悲願達成の日であり歡喜解放の機會であらねばならない。

一方復歸不能と決せんが人類平和への歴史的記念日である(講和)の日が奄美人にとって悲痛なる民族哀史の一頁を印することとなるのであらう。吾等は眞っ平和を乞願う而して其の意味に於てその事を衷心より憂ひ且つ断乎として拒まざるを得ない。

今や正に奄美諸島は分離、復歸への重大岐路に立つ茲に於てが全國に在住する奄美出身は己を己まれず立ち上つた。

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0355

0055

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

澎湃として奄美諸島復歸の請願運動は展開されその目的達成へ邁進した吾等は切實なる希望を卒直に許へ講和條約締結関係各國へ寛大なる御理解を賜るよう請願すると共に大牟田市議會並く市當局併せて三十萬市民各位の積極的な御協力をお願ひ申上する次第である

昭和二十六年八月八日

大牟田市長 田中忠藏殿  
大牟田市議會議長 境慧殿

全國奄美諸島日本復歸對策委員會  
福岡縣支部長 川畑里住

RA'-0621

0356

0056

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

決議文

一信託統治絶対反対  
一奄美諸島完全日本復歸

昭和三十六年八月五日

右決議する

全國奄美諸島復歸対策委員會

大牟田支部

RA'-0621

0357

陳 情 書

0057

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

No. 1796

講和会議を目前に控え、領土問題は益々國民の关心を高めていますが、奄美大島群島は一九四六年二月二日以來日本領土から分離されて連合國軍下におかれましたが、それ以來在郷離郷四〇万の人々は講和案約調印で日本復歸が実現するものと望みを持つて復歸運動を続けて來たのであります。われわれ鹿児島県民にとって奄美大島は特に古くから終戦時まで鹿児島県の一部であつた程因縁深い處でありますし、經濟・交通・文化その他各方面にわたり密接な関係を持続して來たのであります。

そして県下第一の面積と人口を有する大郡であつただけにその盛んな如きは注目の焦點となつていています。然るにこの度示された講和案約草案では北緯二十九度以南は日本領土から除外されて、連合國信託統治外にも期待を裏切られたのであります。

RA'-0621

0358

これがため地元の人はもちろん日本在住の人々も絶望のどん底につぶされ、信託統治絶対反対、日本復歸のスローガンの下に署名運動を各地に展開すると同時に地元では全島民はハシストを開始したのであります。特に現地における日本復歸署名運動では全島民の九十九八%が署名するという好成績をあげたのであります。これは全く住民の世論の発露であるという外はないと思ひます。

又日本の各地に起つてある日本復歸署名運動、更にこれに續く全国大会と最後の一瞬まで死半する悲壯な決意を持つておりこの悲願は實にやむにやまれない民族的本能から出たものであります。

奄美大島は日本が戦争によつて掠奪したものでなく有史以來、日本と共に產まれたものであることは昔から幾多の文献が證明しているのであります。又同島民は民族的にも日本人である證據には言語においては現在の日本ではまだ嘗て使われていない方言等にあつた古語を使用していることからも明らかであります。

又平家の慶黨が南島落ちした史実も確かであります。このよりに大島は太古から日本の領土であり、歴史学上、考古学上、民俗学上、言語学上、その他何れの點においても日本文化の上に極めて重要な地位を占めております。殊に僻遠の地であるため日本上代の貴重な文化の原始形態を比較的豊富にしかも純粹に残しており日本にとって大切な存在であります。

専に島津藩時代の審査なつながり、砂糖による島津財産の立直しに一役買つて出た點も見逃し難い點であります。

領土の帰属は住民の意思によつて解決されるならば、住民の意思がはつきりしております以上、日本に復帰されるのが当然であります。

領土の帰属を住民の意思によつて解決するということは自由主義國家の國際的道念であります。

以上申述べました諸事情を宜しく御調査下され連合諸國の温かい御理解と御同情を賜わり奄美大島日本復帰の一大懇願を達成されるよう、

麻鳴島市議会の総意により陳情申し上げる次第であります。

昭和二十六年八月十日

外務大臣  
吉田茂殿

麻鳴島市議会議長 新川近



0059

外交史料館

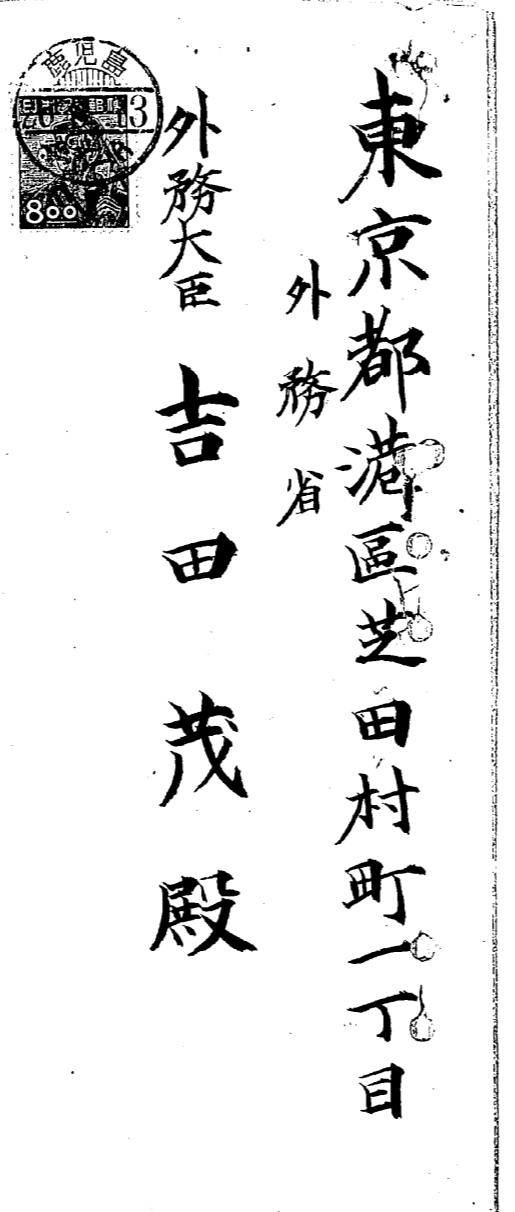
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0621

0360

RA'-0621



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

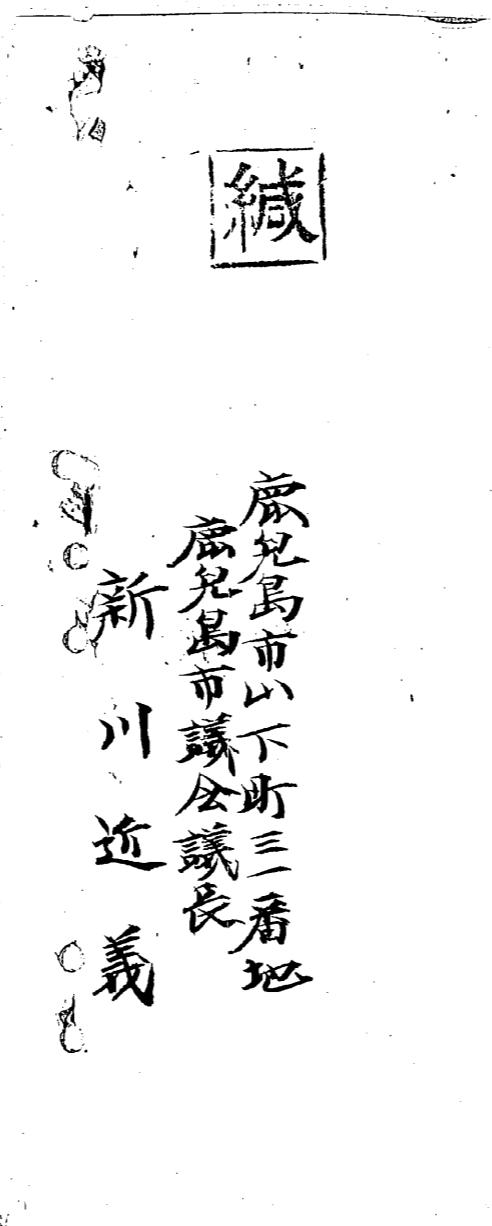
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0362



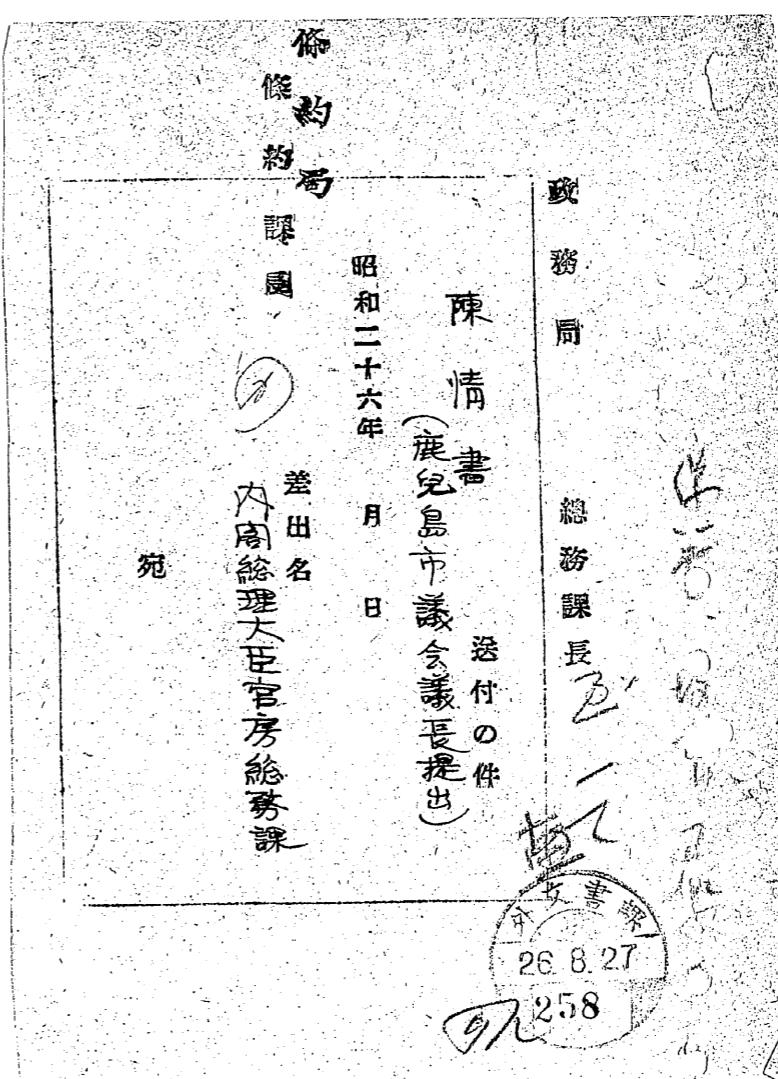
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0363

條約局

政務課 総務課長

奄美大島復歸に關する要望書

奄美大島は「ボツダム宣言」受諾に伴つて終戦と共に占領軍の統治下に入り、昭和二十一年二月以降日本本土との政治的・經濟的關係あらゆる關係において遮断せられて今日に至つて居る。

課そ~~れ~~他然しながらその行政区域の關係、經濟的關係、民族、文化等の歴史的沿革から見て我国に歸屬すべきものと思料する。

即ち行政区域の面に於いては奄美大島は古來より日本國の一部であり未だかつて外國との間に境界問題で紛争を釀した事實のないことは如何なる文獻を繙いても明な処である。

次に經濟的に於いても奄美大島は、太島紬、鰐漁業或は砂糖の製造等に於いてその原料資材及び製品販路の点においてのみならず大島の必要物資の一切と同地の物産の移入はすべて小型發動船で往來可能の近距離にある鹿児島港を經由し、鹿児島港との紐帶に於て大島と我國とは一体不離の立場に置かれてゐるのである。

京都府會

最後に民族文化の見地よりするも古來より日本民族であり、文化も亦日本文化を享受し、その惠澤に浴して來たことは周知の事實である。

現在同地在住二十余万、日本本土居住も亦二十万と推算されてゐるがこの四十万になんなんとする人々が終戦を境にして親子兄弟互に相離れ面接も出來ない誠に慘めな境遇におかれてゐることは衷心から同情を禁じ得ないものがある。

仍つて政府並びに關係方面に於いては右事情御賢察の上講和會議に於いて是非とも奄美大島を日本に復歸せしめる様萬全の御高配を賜り度

右要望する。

昭和二十六年八月二十二日

京都府會議長 北村平三

0060

26.8.27  
8.9

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

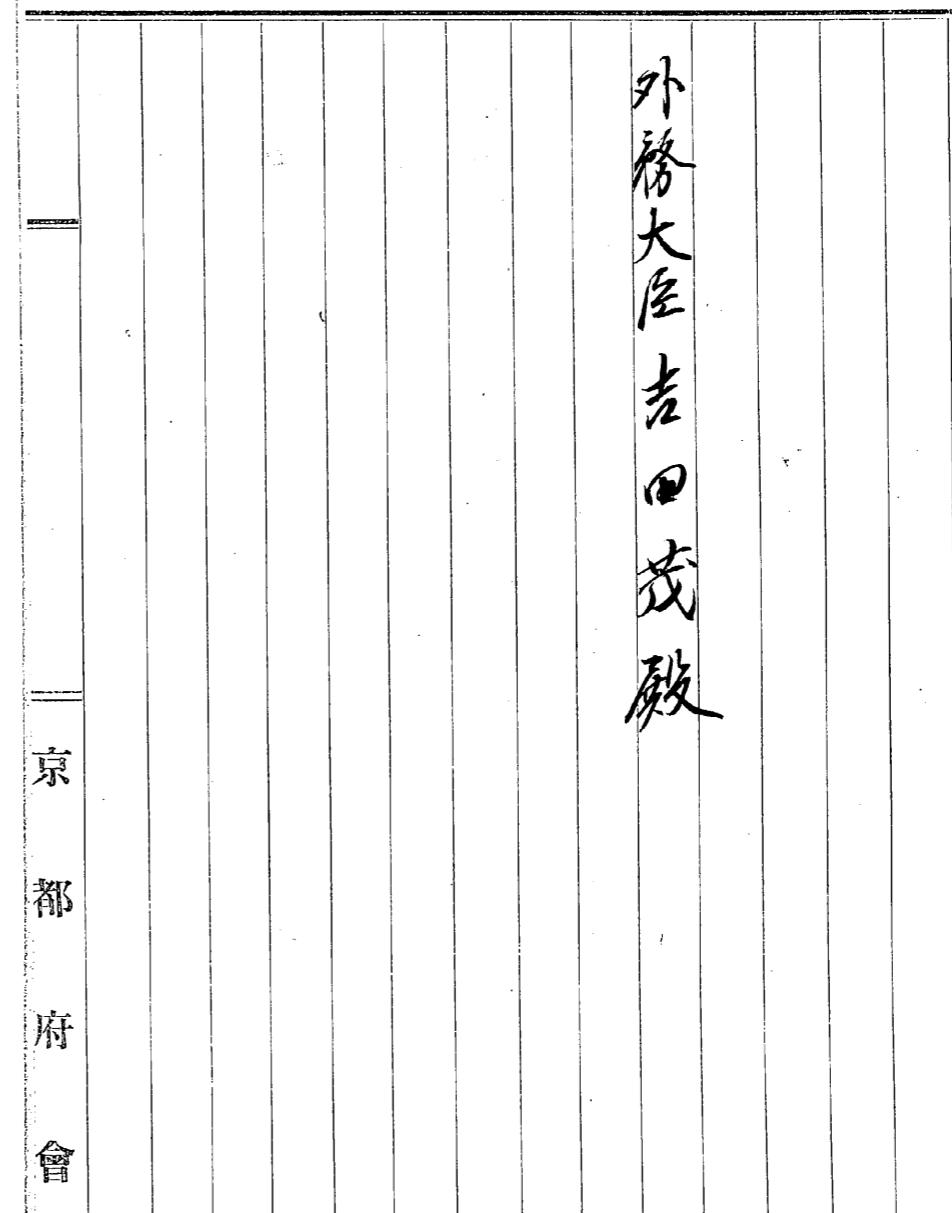
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0621

0364

RA'-0621

0365



0061

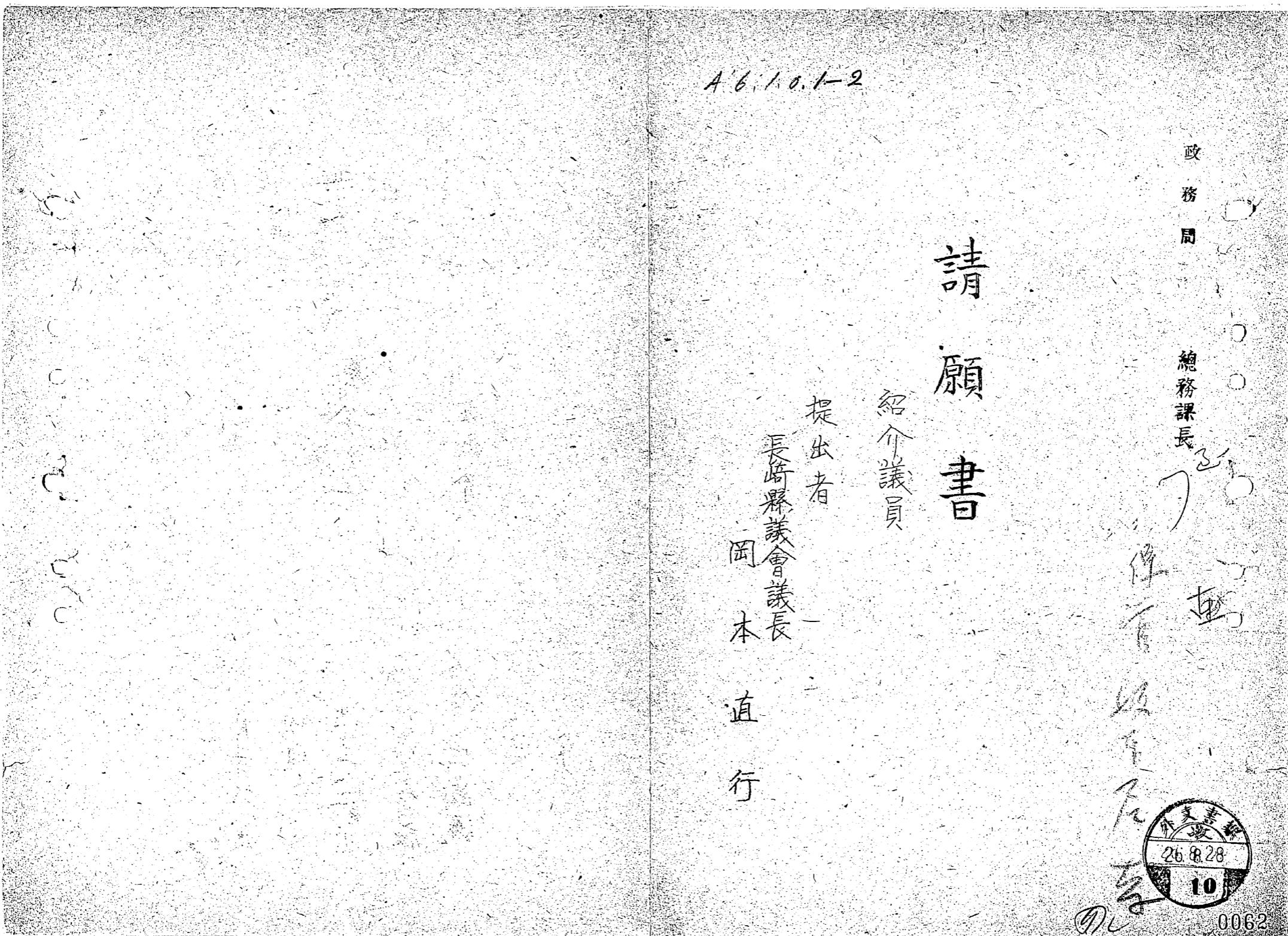
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0366

奄美大島日本復歸に関する意見書

0063

敗戦と、う日本最大の悲劇によつて一九四六年二月二日奄美諸島は日本から分離し、行政の離脱宣言を余儀なくされ、交通、文化、産業等すべて孤立状態に陥り苦難の一途を辿り、今日に至つてゐるのであるが、その間アメリカの好意によつて衣食を受け、かつ民主化元の道を啟かされたに對しては、島民はもとよりわれわれ日本國民の等しく感謝するところである。奄美大島々民の民族的意識は、日本復歸の悲願となり、遂に断食まで發展してゐるは同様のとおりである。

そもそも同島は、日本民族の血と文化とを受けついで今日に至つてゐることは、史上の記録のみならず人類學的にも實証されてゐるところであつて、終戦までは鹿児島縣大島郡として重要な役割を果して、たばかりではなく、多數の人材、知名士を國の中核に送つてゐるのであるが、行政の分離後は、交通の杜絶によつてすでに六年の空白を生じ、この間學ばんとして學ぶ能わざる向學の若人達は、ただただ涙を飲むの悲しき現状におかれてしまうのである。

今奄美大島の同胞四十万人は、举て祖國日本元の正常復歸

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0621

0367

を唯一の念願として、すでに現地住民はその九十九パーセントの復歸請願署名を完了し、講和條約の締結とともに日本としての自由と独立を回復する日の一日も早くことを切望しかつて衷心から念願しているのである。

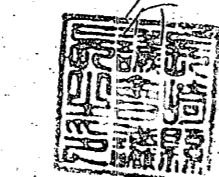
対日講和條約を目前に控え、今やまさに奄美諸島は分離か復帰かの歴史的重大岐路に立たれてゐる。萬一復帰不可能と決定せんか人類平和の一矢的記念日であるべき講和の日が、一變して悲痛なる民族哀史の一頁を印する日となるであつては、杞憂せざるを得ないのである。

仍づ貴職におかれでは対日講和をして切実なる島民の悲願をかなえ歡喜解放の大機会たらしめるよう、適切なる措置を講ぜられたく

茲に本縣議會の議決により意見書を提出する。

昭和二十六年八月二十六日

長崎縣議會議長 岡本直行



外務大臣 吉田茂殿

RA'-0621

0368

0064

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



元鹿兒島縣大島郡

# 祖國復歸に關する歎願書

奄美大島日本復歸協議會

一九五一年十月十五日

奄美大島日本復歸協議會  
（日本復歸協議會）

0068

外務大臣  
佐田茂殿

は民代表 泉芳朗

歎願書

元鹿兒島縣大島郡（奄美大島）の二十二万を數える全住民に亘つて、祖國日本への完全復歸は昭和二十一年（一九四六年）二月二日の分離いらいの切実なる願望であります。

このことは、去る五月、十四才以上の住民十三万九千三百四十八名（九九・八パーセント）という壓倒的數字をもつて作りあげられた血涙の請願署名錄を關係方面に傳達して、その考慮を求めた事實によつても明白に立証されてゐることであり、また同じく七月、かの米英共同草案が發表されていらい、全住民挙げて、信託統治條約案に絶対反対の意志を表明して、島内各所に枚舉にいゝまないほどの人民集會を開き、數次にわたる集團斷食祈願を行ひ、あるいは陳情員を日本々士に送るなど、文字どおり血の叫びをつづけて、民族本然の心情を世界の良識に訴えて今日に及んだ經緯を見ても明らかなところであります。

しかるに、過去六年にわたるわたくしたちのこの民族的要望は、今回の對日講和條約成立によつて、むざんにも封殺され、全住民の意志に反する冷厳な條約第三條の規定をみたのであります。

これによつて現出された住民の失望落膽はいうまでもなく、日本々士では祝意の日章旗を掲げて、この條約をここほいたのに反し、おなじ日本國民でありながら奄美大島においては、失意の弔旗が掲げられるとい、きわめて皮肉な民族的悲劇を展開したのであります。

しかも、「和解と信賴」に立脚した寛大なる講和の名において、前記第三條

0067

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0370

0069

# 外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

0070

0371

の規定がなされたものであるだけに、わたくしたち住民にとつては、もつとも大きな不満・疑惑の念を禁じえないものがあり、まことに耐えがたい烙印としてこれを受けざるほかなく、かつそれが耐えがたいものであればあるほど、内には日本人としての熾烈な民族的意識が燃焼し、外に解放・獨立（いわゆる完全日本復歸）の要求を、根強く表明しつづけなければならない實情にあるのであります。

けだし、言語・信仰・風俗・慣習・生活様式などをおなじくし、かつ民族的にも、歴史的にも、あるいは文化的にも、絶対に切り離すことはできない一心同体の關係にある同一日本民族である奄美大島住民として、これはきわめて當然の感情であるといわなければなりません。

それゆえに、わたくしたち住民にいたしましては、たゞえ今後いかなる事態に立たされようとも、元鹿児島縣大島郡が本來の日本領土として、完全に復歸安定する日までは、不動の決意のもとに、この純真一途な民族運動をあくまでも續行する他ないであります。

また、奄美大島の信託統治は、國際連合憲章・カイロ宣言・ボツタム宣言・その他の國際條約に照らしてみたとき、理論的にも、實際的にも、その基本目的の基本原則に反する点が多く、したがつて「領土不可變・政治不可侵」の根本原則によつて世界の安全と幸福を保障すべき國際正義が、當然住民の「自由意志に合致せざる領土變更」をなきないといふ確信を、わたくしたちは深く堅持しているものであります。

されば、わたくしたち二十二万の全住民ならびに本土在住十八万の同胞は、血涙の悲願である日本復歸の即時實現を、日米兩國政府に對し、かさねて切望するものであります。

しかしして、この即時完全復歸の實現をみるまで、占領政策を緩和し、暫定措置として左記事項を日米兩國政府において速急に取り決めていただきたいのであります。

この歎願は同じ日本人でありながら、かの侵略戰爭の大罪を苛酷にも一身に背負わされ、呻吟しつづけてきた無辜の民、元鹿児島縣奄美大島全住民の、最後の願いであることをここに強く申し添えて、貴政府の格別なる御高配ご御盡力を懇請申し上げるしだいであります。

## 要 望 事 項

### 一、基本權に關する事項

- 1、領土の主權及び住民の國籍を日本におくこと  
イ、住民を日本國民と呼び、かつ日本國民として待遇すること  
ロ、日本國旗の掲揚と國歌の歌唱を認めること
  - ハ、年號の使用を日本國內と同様にすること
  - ニ、奄美大島地區を鹿兒島縣大島郡として日本地圖、その他各種出版物によつて明示すること
  - 2、米國の軍事目的に反しない限り、行政・立法・及び司法の諸權能を日本政府に返還すること
  - 3、日本・奄美大島間ににおける旅行・居住の自由を認めるうこと
- 一、行政措置に關する事項
- 1、官公吏の身分保障について  
イ、日本々土への復職を保障すること
  - ロ、恩給法を適用すること
  - ハ、資格免許の認定を國內同様にすること
  - ニ、分離後の官公吏の勤續年數を國內同様に取扱うこと

RA-0621

- 3、日本・奄美大島間の司法事務の共助法を取り急ぎ制定実施すること  
 4、日本・奄美大島間に於ける不法入國取締に關する法令は、即時これを撤廢すると共に現に檢舉又は處刑されている者を釋放し、かつ前科の抹消をなすこと

### 三、經濟・財政・金融・産業・交易に關する事項

- 1、日本との交通及び商取引を國內同様にすること  
 2、奄美大島住民（公・私）の在日資産及び權益の凍結を早急に解除すること

3、日本・奄美大島間の爲替送金を分離前同様に即時復活すること

4、日本と共通の貨幣制度を實施すること

5、黒糖・大島紬・水産その他基本産業に対する保護政策を實施すること

6、産業・交通・通信・通信・金融・教育・衛生・災害等に対する補助並びに各町村への財政援助を分離前同様に實施すること

7、戦災地復興補助費を交付すること

8、民間航空路を奄美大島まで延長すること

### 四、教育・文化・社會・厚生に關する事項

1、教育行政は鹿児島縣に移管し進學及び轉學の自由を認めること

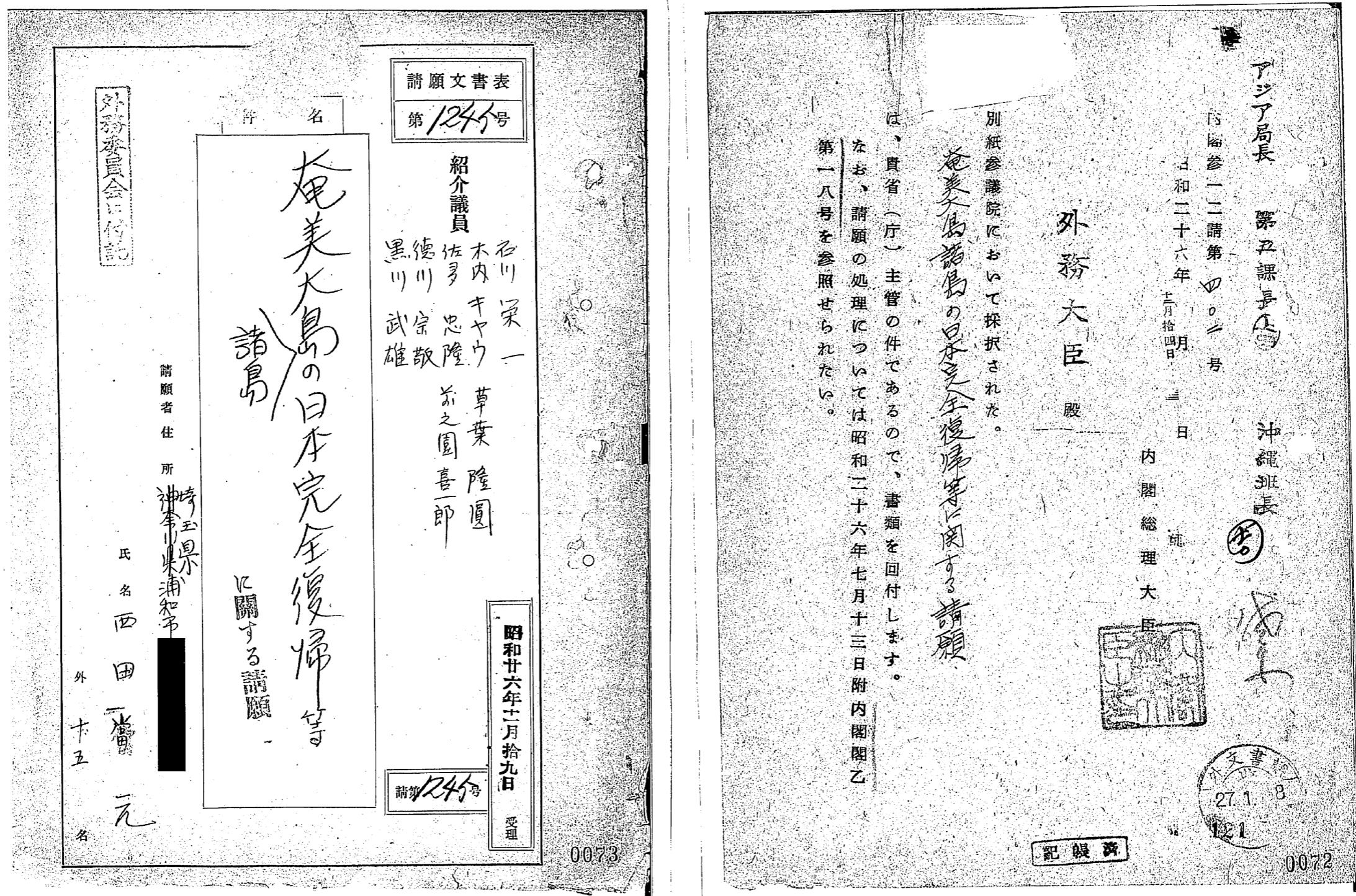
2、通信業務の一切を日本政府に移管すること

3、戦争による不具齋失者並びに遺族に對し國內同様に保護すること

4、移民その他の政策による人口問題の解決を考慮すること

5、國立療養所並びに保健所を國內同様に設置すること

6、ハブ血清薬の交附を分離前同様にすること



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0621

0373

昭和廿九年十一月十七日提出

鹿児島県奄美大島諸島の日本への完全復歸に關する請願

絹原信貞

新井

木内キヤウ 里川武五  
花房忠彦 竹中義和 倭國  
佐々木敏 菊池義郎

0075

鹿児島県奄美大島諸島の日本への完全復歸に關する請願

参議院、衆議院

一、鹿児島県奄美大島諸島の日本への完全復歸に關する請願

要望は既に日本政府、連合軍司令部、連合各

國との他国係方面に陳情運動を傳げて、内外に大

きな反響を呼んだ事は専ら歴史の通りあります。

然るに満和希望は我々は我々四十万奄美同胞の

心願は全面的に實現されず、遂に半島が國連

に於し信託統治の提案を出した場合、日本は二重に

0074

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0621

0374

0076

同意する事で余儀なくされたのであります。

これは東洋平和のためと世界和平確保の大義  
から遺憾と存ります。

ヤキニ観地住民十萬人以上十三万九千三百四十八名即

ち九十九ハセニトの日本への完全復帰要望書を  
錦を添付して前國會に請願を提出致し、更に本  
土在住奄美諸島出身者(僅か)一回向て日本完全復帰  
要望一百人署名運動を起し(署名簿を添)  
(二十六を完結)

0375

0077

之で第十一回国會の衆議院にて奄美大島諸島の日本復歸に關する請願(僅か)を提出、國民の

基願望を強く要望致したのであります。

この僅か一週間で於ける一百人署名運動は  
是る如く、奄美大島諸島の日本への完全復帰は  
單に奄美同胞四十万人の懇願たるの外ならず、一般  
国民も強くこれを要望してゐるのは極めて明瞭で  
あります。

3

RA'-0621

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

今回の対日講和条約に於て我等の懇願は全般的には達成されたが故か、不満中の事の多くも講和条約<sup>信託統治下開港する</sup>第三条による半島の提案は棚上にさることある

一、ソウル公司の即外交局をシカゴにての運送業者より、我等は希望を抱くに至つたのであります。

4  
今推進を図り、最も近き物事へ於て<sup>日本</sup>朝鮮鳥島の大島郡が日本へ完全復歸する様請高願を

は願ひ致します。

二、おほ日本への完全復歸が實現されるの日を待たず、緊急措置として左記の要望事項を並びに実現する様、速やかに推進をお願ひますのであります。

緊急要望事項

(一) 日本と奄美大島間の交通、貿易の自由を認めよどまい。

0079

0078

RA'-0621

0376

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(二) 日本、奄美大島間の輸送金を即時実現させてもうたい。

(三) 教育制度を日本と同様充実強化し、日本の通學又は轉学の自由を認めてもうたい。  
（四）奄美大島住民の在日資産又は権益の凍結を解除してもらいたい。

(五) 大島より日本への引揚者の援護を強化してもらいたい。

もうまい。

0081

0080

浮島金支給室

(六) 奄美大島在住の難民難船者即ち難傷者  
不共廢瘞者等に遣家旅に付し、日本同様  
の保護を講じてもらいたい。

(七) 日本政府は奄美大島の特産物の輸出の  
対し、国内同様の取扱いをなし、他方の開拓を  
かけない様にしそもうたい。

(八) 奄美大島の主食、交通、通信、金融、教育、  
文化、社会、衛生等に対する補助金を予定す。

RA'-0621

0377

No. 9

0083

RA'-0621

0378

(九) 日本、大島の不法入國取扱は即ち  
更に各市町村への平衝支附金制度を今後前  
同様に実施してもらいたい。

(5) 本邦大島の學校教育及一般公算の  
の貢税並に待遇が日本と同様に取扱い  
人事立派の措置を講じておらぬ。

0082

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

No. 1

朱子後學傳

東漢書也。後漢書也。後漢書也。後漢書也。

0085

No. 1

孫子兵法

同  
二角  
情  
美  
平  
此  
見

林  
大佳

新嘉坡市  
武定信

重  
序  
第  
四  
卷

卷之三

0084

RA'-0621

0279

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

日本古文書館・アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Resources

National Archives of Japan